

参考 4

使用施設の初期境界評価に関する事例検討会（第1回における主なコメント）

管理番号	コメント	回答
【事例③】		
①	I-B に関し、従業員被ばくの要素も必要ではないか。	今回は原子力安全（閉じ込め機能）に関するものであり、被ばくは別の附属書（添付3）を用いる。
②	II-B について、グローブボックス外漏えいが発生しており、「発生防止」はできていないが、原子力安全としては、部屋による閉じ込め、排気系統といった「拡大防止・影響緩和」の安全機能は十分であるので、「発生防止」の防護策と「影響緩和・拡大防止」の防護策のどちらがあれば追加対応なしでよいと考える。	「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の防護策がいずれも必要であるか、どちらかでよいかについては、事例に基づく意見交換を引き続き行いたい。
【事例⑤】		
③	II-A について、フローの判断指標がわかりにくいことから、例えば、II-A やII-B について、設置許可や技術基準の要求事項と照らした表現にできないか	分かりやすい判断基準となるよう検討する。
④	I-A について、発生した事象が安全上重要な施設の有無の評価に含めている施設とそうでない施設によって、違う評価結果になることについて違和感がある。	安全上重要な施設の有無の評価を多く実施されている施設は、結果的に、初期境界評価において活用する機会が増えると考えますが、安全上重要な施設の有無の評価が少ない施設であっても基本的に使用施設簡易評価フロー（案）のII-A における評価で同じ結論になる。
⑤	II-A、II-B の表現が「～ないか」となっており、表現を「～あるか」にしてはどうか	表現を検討したい。

参考 4

【事例⑨】		
⑥	II-A について、表現を「環境への影響についての評価」としてはどうか	判断基準については、事例に基づく意見交換を引き続き行い、得られた相場観を踏まえて、適宜、見直すこととしたい。
⑦	携帯消火器による消火を「発生防止」の防護策として いるが、手順による防護策は、どのような整理で「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」を区分するのか、 また、防護策の区分の整理によって、「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の防護策の数が変わり、フローの 到着地が変わることがないようにすべき。	施設によって、手順による防護策の区分が変わりうるところを踏まえると、「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の区分の整理もさることながら、その整理の仕方によらず、フローの着地点が変わらないような判断基準を検討する。
⑧	I-A と I-B との関係について、I-A では $50\mu\text{Sv}$ を超えることのない評価を行っているため、I-B で $50\mu\text{Sv}$ を超えるものは出てこないのではないか	安全上重要な施設の判断基準は 5mSv であり、施設によっては安全上重要な施設の評価において、 $50\mu\text{Sv}$ を超える評価結果となるものもある。
【その他】		
⑨	使用施設は様々な各種や設備があるため、I-A において同じ事象でもこのフローに当てはめたときに、施設によっては違う評価結果になることもあると想像できることからガイド上で、使用施設は多種多様な特徴を持ったものであることを明記してほしい。	記載する方向で検討したい
⑩	I-B について、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）では敷地境界で $5\mu\text{Sv/h}$ で 10 条事象、それが 10 分以上続くと 15 条事象としているが、 $50\mu\text{Sv}$ 以下で「追加対応なし」とならないことでのよいのか。	安全上重要な施設の有無の評価の内容は、最大取扱量を条件とする等、保守的な条件によるに評価が行われており、本判断基準で検査気付き事項を「追加対応なし」としたもので、原災法に基づく通報事象になることは基本的にないとの考えを示した。